

2012年8月24日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—上海市政府政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第232号)

上海市、産業構造転換に外資活用 地域本部やサービス業を積極誘致

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

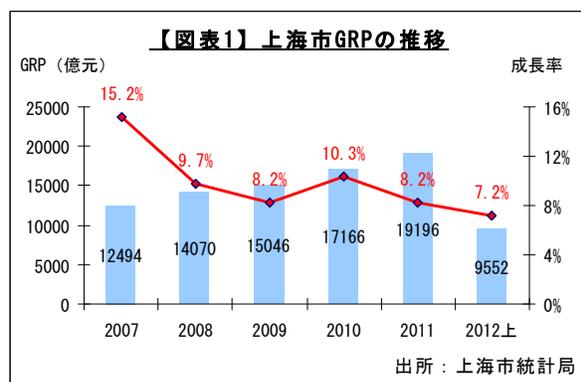
今年上半期の上海市の域内総生産(GRP)は、工業生産と輸出入の減速を受け前年同期比7.2%増の9952億2400万元にとどまりました。中国全体のGDP成長率7.8%を下回っただけでなく、省別の成長率でも全国最低水準に位置しています。事実、上海市のGRP成長率は09～11年まで3年連続で全国平均を下回っていますが、これは万博の終了で市内のインフラ投資が一服し、労働集約型産業が労働力不足や人件費の高騰を嫌って、内陸部へと移転しつつあることが背景にあります。

このため、上海市は第12次五カ年計画(2011～2015年、以下“十二五”)期間中、産業構造の転換と高度化により経済成長の投資・貿易偏重から脱却し、持続的な成長につなげようとしています。

上海市は、この過程で外資を積極的に活用する方針を明らかにしています。上海市人民政府は昨年12月、『外資利用業務をより適切に遂行するための国务院の若干意見』を貫徹するための実施意見』(滬府発[2011]83号、以下『実施意見』という)を公布。2010年4月に公布された『外資利用業務をより適切に遂行するための国务院の若干意見』(国発[2010]9号、以下『若干意見』という)¹に基づき、上海市における今後の外資導入方針を明確化しています。

□ グループ中核拠点の受入を積極化

上海市はこれまでも、外商投資企業の地域本部を積極的に誘致してきました。『実施意見』では、その第一条で『上海市の多国籍企業地区本部の設立を奨励する規定』(滬府発[2011]98号)²に基づき地域本



¹ 『若干意見』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第113号をご参照ください。

² 同規定に基づく新たな優遇政策は、近日公布されるものとみられます。同規定の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第210号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードが可能です。

http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.210.pdf

部の設立を奨励することを明確にしており、上海市発展改革委員会と上海市商務委員会が今年 2 月 27 日付で公布した『上海市の外資導入と国外投資に関する“第 12 次五カ年計画”』（滬発改外資[2012]010 号、以下『計画』という）においても、“十二五”期間中に多国籍企業地域本部 150 社、投資性公司 60 社、外資研究開発センター75 拠点を誘致する目標を掲げています（図表 2）。

【図表 2】上海市における外商投資企業の誘致実績と目標

	多国籍企業 地域本部	投資性 公司	外資 R&D センター
第 11 次五カ年計画（2006～10 年）期間中の誘致実績	181 社	83 社	135 拠点
第 12 次五カ年計画（2011～15 年）期間中の誘致目標	150 社以上	60 社	75 拠点
2012 年 6 月末段階の誘致企業総数	380 社	253 社	348 拠点

（『計画』、上海市統計局資料を基に中国アドバイザー一部作成）

『実施意見』ではさらに、グループの販売、購買、決済、R&D、ファイナンス、物流等を集中管理する多国籍企業の「機能性機構」も積極的に誘致するとしています。特に R&D については、“十二五”期間中の目標値（R&D 経費支出 GRP 比 3.3%）の達成に向けて、1 項を設けて外資の参画を奨励しています。

『実施意見』

（一）多国籍企業の地域本部と機能的機構の設立を奨励する

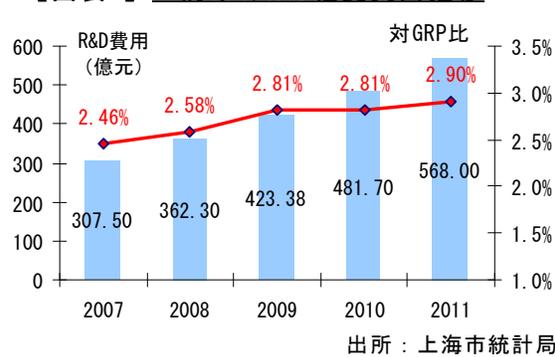
『多国籍企業の地域本部設立を奨励する上海市の規定』および関連する人材、外貨管理、財政・税務、貿易の簡素化等における政策をさらに実行し改善するため、多国籍企業が上海に地域本部および販売センター、購買センター、決済センター、研究開発センター、資金管理センター、物流配送センター、シェアードサービスセンター、データセンター等の機能的機構を設立することを奨励する。

（五）外商投資の研究開発活動の展開を奨励する

外資の研究開発機構が単独で本市の科学研究計画プロジェクトに申請することを試験的に受け付ける。条件に適合する外資企業が技術センター認定を申請し、上海の企業や研究機関と提携して国家級の科学技術開発プロジェクトやクリエイティブ能力建設プロジェクトに申請することを支援する。

外商投資企業に対する金融面での市場開放、規制緩和も期待できそうです。『実施意見』では外商投資企業がファイナンスリースや小額貸付、非金融機構による決済、持分投資、ベンチャー投資、融資性担保といった金融・投資サービスに参入することを奨励しています。また、上海市は『若干意見』に基づいて外商投資企業の資金調達方法の多様化も奨励しており、条件に適合する外商投資企業に国内での株式・社債の発行や A 株市場への

【図表 3】上海市の R&D 経費支出推移



上場を認めるとしています。

このほか、外資による国内上場企業等への出資や、債権を持分に転換するデット・エクイティ・スワップ（DES）³、パートナーシップ企業の設立についても、これを後押しするとしています。

□ サービス業や新興産業の発展を促進

産業構造の転換・高度化に際しては、外商投資企業に現代サービス業や先進製造業への参入、中国国内への R&D 機能の移転も奨励しています。特に重視しているのが、第三次産業の発展です。『計画』では外資導入におけるサービス産業の比率 75%以上維持を目標にしており、『実施意見』でも上記の金融・投資サービスのほか、海運サービス、情報サービス、文化・クリエイティブ、旅行・展示会、教育・研修サービスといった分野に参入することを奨励しています。

一方、製造業では産業のハイテク化を推し進めるとしています。上海市は、国が戦略的新興産業と位置付ける 7 分野（次世代情報技術、ハイエンド設備製造、バイオ、新エネルギー、新素材、省エネ・環境保護、新エネルギー自動車）の生産高を 2015 年までに工業総生産の 30%まで高めることを目標としており、外商投資企業の参入を奨励しています。産業振興策を外商投資企業にも同様に適用し、土地を集約利用する国家奨励類のプロジェクトには優先的に土地を供給するとしています（『実施意見』第 3 条）。

上海市は“十二五”期間中の外資導入について、実行ベースで年平均 100 億ドルに達するものと見込んでいます（『計画』第 3 条第 2 項）。また、新政策の先行実施地域としての浦東新区の役割を強調してお

『実施意見』の主な内容

一、外商投資構造の最適化
(1) 多国籍企業の地域本部や機能的機構（販売センターや決済センター、物流配送センター等）を積極的に誘致
(2) 外商投資にサービス産業（金融・投資、海運、情報、文化・クリエイティブ等）への参入を奨励
(3) 外商投資に先進製造業（省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ等）への参入を奨励
(4) 外商投資企業のタイプ転換、高度化を奨励
(5) 外商投資による R&D 活動と政府 R&D プロジェクトへの申請を奨励
二、外資利用方法の多様化の促進
(6) 資金調達チャネルの拡大（株式・企業債の発行や国内外での上場等）
(7) 外資による国内企業の M&A や企業再編の奨励
(8) 出資方法の革新（人民元出資やパートナーシップ企業の設立等）
三、外商投資業務の管理体制の深化
(9) 外商投資に対する管理体制の充実
(10) 外商投資に関連する認可権限の委譲
(11) 外商投資の審査・認可制度の改革
(12) 統計に対する監督・管理の強化
四、良好な投資環境の構築
(13) 先行モデル地区としての浦東新区の役割を強化
(14) 開発区のハイテク化やエコロジー的發展を奨励
(15) 投資促進業務を強化
(16) 外資の中西部地区への移転を促進
(17) 「外資導入」と「海外進出」を結合
(18) 外資利用に不可欠な国内外の人材を受入
(19) 投資・貿易における利便化を促進（通関の効率化や調停機能の強化）

³ DES の関連規定については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 103 号、第 203 号をご参照ください。

り、「外資利用改革と金融創造の浦東新区における先行的な取り組みを推し進める」（『実施意見』第 13 条）としています。浦東新区ではすでに、『実施意見』第 2 条に言及されている航空機単体、船舶単体のリース会社（特別目的会社、SPV）が洋山保税港や浦東空港総合保税區で設立されているほか、浦東新区人民政府が今年 6 月、高齢者介護分野において外資参入促進のための試験プログラムを実施する方針を明らかにしています⁴。

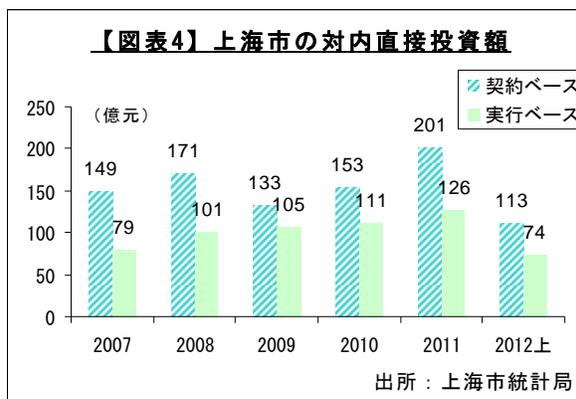
また、『実施意見』では外商投資企業の設定認可権限の委譲についても言及しています。上海市では現在、『外商投資産業指導目録』にある奨励類、許可類で投資総額 3 億ドル未満の企業（奨励類のうち国家のマクロコントロール政策を必要としな

い業種であれば投資総額の限度額なし）、もしくは制限類で投資総額 5000 万ドル未満の企業は市の商務部門が設定認可の権限を持っており、このうち奨励類・許可類（鉄鋼や貴金属、自動車、砂糖、塩等の重要商品 23 種や無店舗販売等の形態に係わる小売企業の設立・変更事項を除く）で 1 億ドル未満の企業についてはその認可権限が各区県の商務部門へと委譲されていますが、将来的に区県レベルの権限が拡大される可能性があります。

*

『実施意見』の主な内容は 3 ページのリストのとおりです。詳細につきましては次ページの日本語仮訳と 8 ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】



⁴ 上海市工商行政管理局と浦東新区人民政府が 6 月 6 日付で公布した『工商行政管理の改革と革新を深化させ、浦東において革新の推進と構造転換・発展を推し進めることに関する実施意見』の第 10 条に、「外資が教育、医療、社会福利などの分野に参入することを奨励、支持し、浦東新区で内外資本による経営性老人ホーム機構の工商登録・登記を試験展開する」と明記しています。

(日本語仮訳)

上海市人民政府
滬府発[2011]83号
『外資利用業務をより適切に遂行するための国务院の若干意見』
を貫徹するための実施意見

各区県人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

『外資利用業務をより適切に遂行するための国务院の若干意見』（国発[2010]9号）を貫徹し、本市における外資利用業務のレベルを全面的に高め、革新の推進と構造転換・発展における外資の役割をより良く発揮させるため、ここに以下の実施意見を提出する。

一、外商投資構造の最適化

(一) 多国籍企業の地域本部と機能的機構の設立を奨励する

『多国籍企業の地域本部設立を奨励する上海市の規定』および関連する人材、外貨管理、財政・税務、貿易の利便化等における政策をさらに実行、改善し、多国籍企業が上海に地域本部および販売センター、購買センター、決済センター、研究開発センター、資金管理センター、物流配送センター、シェアードサービスセンター、データセンター等の機能的機構を設立することを奨励する。多国籍企業地域本部のレベルを高め、多国籍企業によるアジア、アジア・太平洋、またはさらに広い範囲の本部と業務部門グローバル本部の上海での設立を誘致する。多国籍企業の地域本部機能を拡張させ、多国籍企業が上海における地域本部をプラットフォームとし、購買・販売、研究開発、資金管理、シェアードサービス、物流配送等の業務を統合することを奨励する。

(二) 外商投資の現代サービス業への参入を奨励する

外商投資によるファイナンスリース、小額貸付、非金融機構決済サービス、持分投資、ベンチャー投資、融資性担保等の業界への参入を後押しする。外資ファイナンスリース企業が上海総合保税区内において試験的に航空機単体、船舶単体のプロジェクト子会社を設立することを後押しする。国外の新しい商業貿易業態、経営モデルおよび貿易主体をさらに誘致するため、電子商取引を発展させ、貿易規模を拡大し、貿易構造の最適化を図る。外商投資による船舶仲買人等の海運サービス業の発展を推し進める。国際郵船企業が上海に経営機構を設立することを後押しする。外商投資による情報サービス、文化・クリエイティブ、旅行・展示会、教育・研修等のサービス分野への参入を推進する。アウトソーシングサ

ービスをさらに発展させ、外商投資の技術先進型のサービス企業を奨励する。香港、マカオ、台湾のサービス提供者および外国投資家による医療分野への投資を後押しする。

（三）外商投資による先進製造業への参入を奨励する

国家の戦略的新興産業の育成、発展に関する要求を着実なものとするため、ハイテクの産業化を大いに推し進め、外商投資を次世代情報技術、ハイエンド設備製造、バイオ、新エネルギー、新素材、省エネ・環境保護、新エネルギー自動車等の新興分野へ積極的に導き、奨励する。本市が公布した産業調整・振興促進の関連政策とハイテクの産業化を進める関連政策を、条件に適合する外商投資企業に適用する。土地の入札募集、競売、公示過程をさらに完成させるため、土地を集約利用する国家奨励類の外資投資プロジェクトに対し優先的に土地を供給する。土地の払下価格を確定する際は、本市の土地等級に対応する『全国工業用地払下最低価格基準』の70%を下回らない水準に基づき執行する。

（四）外商投資企業のタイプ転換、高度化を奨励する

ハイテク企業の認定機能をさらに充実させる。外商投資企業による技術改良およびタイプ転換、高度化を奨励し、条件に適合する外商投資企業は『上海市重点技術改良特定項目資金管理弁法』等の関連政策を同様に享受できる。外商投資企業が保有資産を有効活用することを促進し、条件に適合する外商投資企業が関連規定に則り、自社所有の空き工場建屋を貸出経営することを許可する。

（五）外商投資の研究開発活動の展開を奨励する

外資の研究開発機構設立に関する上海の奨励策を充実させ、多国籍企業が上海にグローバル研究開発センターを設立し、基礎研究開発等のハイレベルな研究開発活動を展開することを奨励する。研究開発機構の設備購買に対する税收政策を引き続き実行する。有効に管理するという原則のもと、外資の研究開発試行機構は単独で本市の科学研究計画プロジェクトに申請できる。条件に適合する外資企業が技術センター認定を申請し、上海の企業や研究機構と提携して国家級の科学技術開発プロジェクトやクリエイティブ能力建設プロジェクトに申請することを支援する。外資研究開発機構による研究開発成果の事業化を奨励する。

二、外資利用方法の多様化の促進

（六）外商投資企業の資金調達チャネルを広げる

条件に適合する外商投資企業が国内で株式、企業債、中期手形を公開発行することを積極的に推進す

る。多国籍企業が中国業務を統合し、国内 A 株市場に全体上場することを推し進める。国外の資本市場を十分に利用し、条件に適合する外商投資企業が国外で上場することを支援する。外商投資企業が国内で合併・買収ファイナンスを利用することを積極的に推し進める。

(七) 外資による国内企業の企業改革や合併・再編への参画を奨励する

外資が資本参加、合併・買収等の方法で国内企業の企業改革や合併・再編に参画することを奨励する。外国投資家が本市の上場企業に戦略投資や合併・買収・再編を行うことを支援する。外資の合併・買収申請プロセスを改善し、国家の関連部門に協力して外資による合併・買収の安全審査業務を適切に遂行する。

(八) 外商投資企業の出資における革新を後押しする

外商投資家が国外人民元の出資で外商投資企業の設立することを後押しする。浦東新区における試行経験を総括した上で、中国側自然人の出資による中外合資、中外合作企業を全市に拡大する。外商投資企業の債権による増資を支援する。外商投資のパートナーシップ企業設立を支援する。

三、外商投資の管理体制改革の深化

(九) 外商投資業務の管理体制を充実させる

市の外資業務指導グループが先頭に立って積極的に協調的な役割を発揮し、市外資業務指導グループの委員単位による業務制度を確立する。市外資業務指導グループ弁公室が定期的に専門テーマ会議を招集し、全市における外資利用業務で組織的に協調し、本市の商業誘致、投資受入における業務規範と年度計画、政策措置を研究、制定し、全市の商業誘致、投資受入業務を指導、管理し、重大な商業誘致活動を組織する。外商の要望に素早く反応し、問題解決を図る業務機構を設立する。

(十) 外商投資プロジェクトの審査・認可と企業の審査・認可の権限を委譲する

監督・管理を強化したうえで、区县政府や市政府の出先機関に対して外商投資プロジェクトの審査認可権限と外商投資企業の審査・認可権限を委譲する。

(十一) 外商投資の審査・認可制度の改革を推進する

「リスト管理、業務手帳、手続ガイドライン、オンライン審査・批准、データ共有、機能的監察」の 6 つの重要プロセスについては、外商投資における行政審査の標準化を強力に推し進める。外資の一括

審査・批准の実務経験を総括し、一括審査・認可範囲を拡大し、外資の一括審査・認可業務のさらなる充実化を図る。外商投資企業の契約書、定款のフォーマット化の審査・認可を段階的に推進する。

（十二）統計の監督・管理と評価を強化する

外商投資企業の合同年度検査制度改革を深化させ、認可後の管理を強化する。プロジェクト資金の払込と企業経営の状況を反映させた外商投資統計の機能を十分に発揮させ、外商投資のモニタリング分析を強化し、導入プロジェクトに対するプロセス管理と業績評価を強化する。

四、良好な投資環境の構築

（十三）浦東新区に開発開放のモデル的役割を発揮させる

浦東新区における総合機能改革の試行と合わせ、外資の「4つの中心」の核心機能区と戦略的新興産業主導区の建設への参画を後押しし、外資利用改革と金融創造の浦東新区における先行的な取り組みを推し進める。

（十四）開発区の構造転換・発展を奨励する

開発区における生産力の空間配置を最適化し、条件に適合する市級開発区を国家級の経済技術開発区および国家ハイテク産業開発区に格上げし、条件を備えた開発区の区画拡大と区画調整を支援する。開発区が様々な形で協力開発を展開することを支援する。開発区における第二次、第三次産業の融合的な発展を推進し、産業と都市の融合的な発展と集約的、生態的な発展を図り、開発区や産業密集区による国家級、市級の生態工業モデル園区の創設を奨励する。開発区の管理体制と投資環境に対する評価体系を改善する。

（十五）投資促進業務を強化する

全市の投資促進業務機構を充実させ、市の関連部門、区県、開発区、専門投資促進機構が共同参画する投資促進業務体系を構築する。投資促進業務の専門化レベルを高め、市の外国投資促進センターとしての役割を強化し、海外投資促進ネットワークの建設を強化する。投資促進の特別項目補助政策を研究、制定し、投資促進人材の育成を強化する。

（十六）外資の中西部地域への移転および投資の増加を導く

商務部が上海に設置した産業移転促進センター（商務部上海拠点）の機能を積極的に発揮し、上海経

済の発展に必要な国際産業移転プロジェクトを全面的に受け付けると同時に、関係各方面と協力し現地産業の発展に適合する産業プロジェクトを中西部地域に移転、投資させる。

(十七) 「外資導入（引進來）」と「海外進出（走出去）」の結合を促進する

上海の産業的な優位性を十分に発揮し、多国間・二国間の投資協力を促進する。条件を備えた外商投資企業およびプロジェクトの「海外進出（走出去）」を助け、多国籍投資政策環境をたえず改善する。

(十八) 人材に外資利用で重要な役割を発揮させる

人材の資金、プロジェクト、技術に対する率先的な役割を発揮させ、本市の重点産業、重点分野の発展を促進する海外高度人材の受入に力を入れ、本市で極端に不足し、差し迫って必要な国内優秀人材の受入を奨励する。

(十九) 投資・貿易の利便化を促進する

本市外商投資企業の経営環境を最適化するため、外貨管理をさらに充実させ、通関効率を高め、知的財産権の保護を強化する。投資家に対するサービス体系を充実させ、外商クレーム・サービスセンターの建設に力を入れ、外商投資の紛争調停処理システムを強化し、投資・貿易の利便化を推進する。

上海市人民政府

2011年12月1日

(中国語原文)

上海市人民政府

沪府发[2011]83号

贯彻《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》的实施意见

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

为深入贯彻《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号），全面提高本市利用外资工作水平，更好发挥外资在创新驱动、转型发展中的作用，现提出如下实施意见：

一、优化外商投资结构

（一）鼓励跨国公司设立地区总部和功能性机构

进一步落实和完善《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》及与其相关的人才、外汇管理、财税、贸易便利化等方面的政策，鼓励跨国公司在上海设立地区总部及销售中心、采购中心、结算中心、研发中心、资金管理中心、物流分拨中心、共享服务中心、数据中心等功能性机构。提升跨国公司地区总部能级，吸引跨国公司在上海设立亚洲区、亚太区或更大范围的总部和业务部门全球总部。拓展跨国公司地区总部功能，鼓励跨国公司以在沪地区总部为平台，整合采购销售、研发、资金管理、共享服务、物流分拨等业务。

（二）鼓励外商投资现代服务业

推动外商投资融资租赁、小额贷款、非金融机构支付服务、股权投资、创业投资、融资性担保等行业。推动外资融资租赁企业在上海综合保税区试点设立单机单船项目子公司。进一步引进国外新型商贸业态、经营模式和贸易主体，发展电子商务，扩大贸易规模，优化贸易结构。推动外商投资航运经纪等航运服务业发展。推动国际邮轮公司在上海设立经营性机构。推进外商投资信息服务、文化创意、旅游会展、教育培训等服务业领域。进一步发展服务外包，鼓励外商投资技术先进型服务企业。推动香港、澳门、台湾服务提供者和外国投资者投资医疗领域。

（三）鼓励外商投资先进制造业

落实国家有关培育发展战略性新兴产业的要求，大力推进高新技术产业化，积极引导和鼓励外商投资新一代信息技术、高端装备制造、生物、新能源、新材料、节能环保、新能源汽车等新兴领域。本市出台的促进产业调整和振兴的相关政策和促进高新技术产业化的相关政策，适用于符合条件的外商投资企业。进一步完善土地招拍挂程序，向集约用地的国家鼓励类外商投资项目优先供应土地，在确定土地出让底价时，按不低于本市土地等别相对应的《全国工业用地出让最低价标准》的70%执行。

（四）鼓励外商投资企业转型升级

进一步完善高新技术企业认定机制。鼓励外商投资企业技术改造和转型升级，符合条件的外商投资企业

业同等享受《上海市重点技术改造专项资金管理办法》等相关政策。促进外商投资企业用好存量资产。允许符合条件的外商投资企业按相关规定将自有空置厂房用于出租经营。

（五）鼓励外商投资开展研发活动

完善上海设立外资研发机构的鼓励政策，鼓励跨国公司在上海设立全球研发中心，开展基础研究等高层次研发活动。继续执行研发机构采购设备税收政策。在有效管理的原则下，试点外资研发机构独立申请本市科研计划项目。支持符合条件的外资企业申请技术中心认定，与本地企业、研究机构合作申请国家级科技开发项目、创新能力建设项目。鼓励外资研发机构进行研发成果转化。

二、促进利用外资方式多样化

（六）拓宽外商投资企业融资渠道

积极推进符合条件的外商投资企业在境内公开发行股票、企业债和中期票据。推动跨国公司整合中国业务，在境内 A 股市场整体上市。利用好境外资本市场，支持符合条件的外商投资企业到境外上市。积极推动外商投资企业使用境内并购贷款。

（七）鼓励外资参与国内企业改组改造、兼并重组

鼓励外资以参股、并购等方式，参与国内企业改组改造、兼并重组。支持外国投资者对本市上市公司进行战略投资、并购重组。完善外资并购审批流程，配合国家有关部门做好外资并购安全审查工作。

（八）推动外商投资企业出资创新

推动外商以境外人民币出资设立外商投资企业。在总结浦东新区试点经验的基础上，将中方自然人出资设立中外合资、中外合作企业扩大到全市范围。支持外商投资企业以债权增资。支持外商投资设立合伙企业。

三、深化外商投资管理体制改革

（九）完善外商投资工作管理体制

积极发挥市外资工作领导小组的牵头协调作用，建立市外资工作领导小组成员单位的工作制度。市外资工作领导小组办公室定期召开专题会议，组织协调全市利用外资工作，研究制定本市招商引资工作规划、年度计划和政策措施，指导和管理全市招商引资工作，组织重大招商活动。建立面向外商诉求的快速反应、解决问题的工作机制。

（十）下放外商投资项目核准和企业审批权限

在加强监管的基础上，进一步向区县市政府、市政府派出机构下放外商投资项目核准权限和外商投资企业审批权限。

（十一）推进外商投资审批制度改革

围绕“目录管理、业务手册、办事指南、网上审批、数据共享、效能监察”六个重要环节，大力推进外商投资行政审批标准化。总结外资并联审批实践经验，扩大并联审批范围，进一步完善外资并联审批工

作。逐步推进外商投资企业合同、章程格式化审批。

（十二）强化统计的监管和评价

深化外商投资企业联合年检制度改革，加强批后管理。充分发挥外商投资统计反映项目资金到位和企业经营情况的功能，加强外商投资监测分析，强化对引进项目的过程管理和绩效评价。

四、营造良好投资环境

（十三）发挥浦东新区开发开放的示范作用

结合浦东新区综合配套改革试点，推动外资参与“四个中心”核心功能区和战略性新兴产业主导区的建设，推动利用外资改革、金融创新在浦东新区先行先试。

（十四）鼓励开发区的转型发展

优化开发区生产力空间布局，鼓励符合条件的市级开发区升级为国家级经济技术开发区和国家高新技术产业开发区，支持具备条件的开发区扩区和调整区位，支持开发区以多种形式开展合作开发。推进开发区二、三产业融合发展，产城融合发展和集约化、生态化发展，鼓励开发区、产业集聚区创建国家级和市级生态工业示范园区。完善开发区管理体制和投资环境评价体系。

（十五）强化投资促进工作

完善全市投资促进工作机制，形成市相关部门、区县、开发区、专业投资促进机构共同参与的投资促进工作体系。提高投资促进工作的专业化水平，强化市外国投资促进中心的作用，加强海外投资促进网络建设。研究制定投资促进的专项扶持政策，加强对投资促进人才的培养。

（十六）引导外资向中西部地区转移和增加投资

积极发挥商务部设在上海的产业转移促进中心（商务部上海基地）的作用，在全方位承接符合上海经济发展需要的国际产业转移项目的同时，协助有关方面将符合当地产业发展的产业项目，转移投资到中西部地区。

（十七）促进“引进来”与“走出去”相结合

充分发挥上海的产业优势，促进多边双边投资合作。帮助有条件的外商投资企业和项目“走出去”，推动跨国投资政策环境不断改善。

（十八）发挥人才在利用外资中的重要作用

发挥人才对资金、项目、技术的带动作用，着力引进促进本市重点行业、重点领域发展的海外高层次人才，鼓励引进本市紧缺急需的国内优秀人才。

（十九）促进投资贸易便利化

优化本市外商投资企业运营环境，进一步完善外汇管理，提高通关效率，加强知识产权保护力度。完善投资者服务体系，加强外商投诉和服务中心建设，强化外商投资纠纷协调处理机制，推进投资贸易便利化。

上海市人民政府

二〇一一年十二月一日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。